

第8章 盛土・切土の技術基準

8. 1 盛土・切土の技術基準

- 令和6年1月1日以降は、盛土・切土の施工は盛土規制法による規制となる。
- 盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為については、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号・5農振第650号・5林整第244号）を参考とすること。

解 説

- ◆本県全域（鳥取市を除く）は、盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）を指定し、令和6年1月1日から盛土規制法に基づく規制を開始した。
- ◆令和6年1月1日以降に着手する盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為については、盛土等防災マニュアルを参考とし、開発事業等を実施すること。
- ◆なお、残土処分場については、建設発生土処分場造成の手引き（令和6年予定：鳥取県県土整備部技術企画課）を参考として計画、造成等を行うこと。

規則第4条の2に定める技術基準の付加

政令第20条第2項の規定により、政令第18条の特定盛土等に関する工事の技術的基準に規則で付加する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂を処分するための盛土をする場合には、地表面が水平面に対し27度を超える角度をなす土地を生じさせないこと。
- (2) 土砂を処分するための盛土が5メートルを超える高さである場合及び既に施工し、又は現に施工している盛土と合わせて施工するものである場合は、小段の設置その他適切な措置を講ずること。